

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

令和2年7月教育委員会会議：定例会

期 日 令和2年7月15日（水） 開会 午後2時00分
閉会 午後3時42分

会 場 社会福祉センター3階中会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 4名

出席職員 教 育 長 茅野 達也(再掲) 教 育 次 長 花島 英雄
教育総務課長 曾山 澄雄 学 務 課 長 前原 美智雄
指 導 課 長 山田 真史 教育センター所長 榎本 泰之
社会教育課長 高橋 慎一 文 化 課 長 宍戸 信
教育総務課企画財務班長 今川 孝夫
事 務 局 教育総務課教育総務班長 山田 智之 教育総務課教育総務班 千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より2件報告

- ・6月18日開催の校長会議、6月26日開催の教頭会議について報告する。

1つ目の校長会議について、今後の教育活動全体の方針や方向性を可能な限り明確にしていくことが重要であると、確実な見解を示しておくよう伝えた。具体的には、学校行事、学習進度、授業と家庭学習の意図的な関連についてである。学校行事については、感染拡大防止と子どもたちが安全に学習活動できるかの視点に立って判断すること、学習進度については単元の時間配分を子どもたちに伝えて、遅れていると実感している子どもたちの不安感を払拭しながら、次の学習意欲につながるよう配慮していただきたい。また、授業と家庭学習との関連については、授業を中心とした学習を補完する役割

を担う家庭学習であるということを念頭に、課題を作成し、計画的に取り組んでいただきたい、このような話をした。

2点目の教頭会議、教頭としての各先生方の置かれている環境や心情などを把握しながら、きめ細やかに対応していくことが大事ということ話をした。特に出勤時間は、先生方がスムーズに教育活動が展開できるように、温かく迎える姿勢が大事である。また、退勤時間は先生方が悩みを抱えたまま、あしたを迎えることのないよう、適切な助言と支援を行うことが必要であるという話をした。次に、学校は課題と問題点があるので、一緒にしないで、よく分析して、課題解決のための問題点を洗い出して、組織的に解決していくことが、まず学校の活性化につながるという話をした。

②令和2年6月市議会定例会について【教育総務課長】

6月市議会定例会は、6月8日月曜日から6月22日月曜日までの15日間を会期として行われた。

資料の1ページから3ページ、議案及び陳情について、教育委員会関係では、議案が3件、陳情が1件だった。議案は第1号、第2号、第32号で、いずれも令和2年度佐倉市一般会計補正予算であり、議案第1号については新型コロナウイルス関連の補正予算ということで、早期に事業着手する必要があることから開会日に先議となり、全員賛成で原案のとおり可決された。議案第2号については、通常補正予算となるもので、教育委員会関係では工事費の減額があった。賛成多数により可決された。議案第32号については、こちらも新型コロナウイルス感染症関連の予算で、議会最終日に上程し、同日付で全員賛成をもって原案のとおり可決された。こちらについては、この後の6月補正予算のところで報告をさせていただく。陳情については、新佐倉図書館建設に関する陳情が上程され、賛成少数で不採択となった。

続いて、一般質問である。資料1ページ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、質問者を各会派代表者6名、無会派代表者1名の計7名に縮小した形で6月10日から12日までの3日間で実施され、教育委員会関係の質問については、5名の議員から質問があった。主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策における休校中の児童生徒の学習支援、オンライン学習の整備、準要保護世帯等就学援助に関する事、学校再開後の学校運営に関する事など多岐にわたるものであった。質問の概要及び答弁の内容については、資料6ページから24ページとなる。

③佐倉市教育費6月補正予算について【教育総務課長】

6月補正予算については、1つ目として、5月の教育委員会会議において、教育総務課所管の工事費の減額に係る補正予算の議決をいただき、6月の教育委員会会議では、新型コロナウイルス感染症対策として急遽予算計上が必要となった小学校の児童生徒の学習用タブレット端末の購入、学習用ソフトの使用料に係る補正予算について、報告をさせていただいたところである。

このたび報告する補正予算については、3つ目となるもので、幼稚園、小中学校において新型コロナウイルス感染症予防対策を実施した中で、学校再

開に対応していくため、国の補助金を活用した緊急性を伴う補正予算を追加提案する必要が生じたことによるものである。極めて短時間で補正予算を調製することとなり、教育委員会会議にお諮りするいとまがなかったため、今定例会で報告をさせていただくものである。なお、こちらの補正予算については、6月22日の市議会最終日で議案上程し、同日付で可決された。

それでは、資料1ページ、教育費6月補正歳入歳出予算の総括、表の右から3列目、6月補正（第4次補正）として太枠で囲っている部分の補正額については、歳入が421万9,000円、歳出が832万4,000円の増額となる。

続いて、予算の内容について、資料3ページ、2の歳出、6項保健体育費、1目保健体育総務費、13、感染症対策支援事業576万9,000円の増額である。こちらは幼稚園、小中学校の再開に伴う感染症予防対策として、消耗品を購入するための経費である。具体的には、各教室で消毒の際に使用するペーパータオルあるいは児童生徒の健康診断の際に、学校医が使用するサージカルマスク、フェイスシールド、手指消毒用アルコール、手袋や使い捨ての健診器具のほか、児童生徒が自宅で検温を忘れて登校した場合等に体温を測るために、非接触型体温計を整備しようとするものである。

続いて、6項保健体育費、3目学校給食費、5、給食継続実施支援事業255万5,000円の増額である。こちらは小中学校において、この夏期休業中に登校日を設け、給食を提供する予定であることから、給食室に空調設備がない小中学校を対象に、調理員の熱中症予防対策として、冷風機を整備しようとするものである。

続いて、資料2ページの1、歳入について、上段の学校再開支援事業補助金410万3,000円の増額は、小中学校における各種保健用消耗品の購入や非接触型体温計、冷風機を整備に当たり活用する国の補助金である。

続いて、教育支援体制整備事業費補助金11万6,000円の増額については、幼稚園における各種保健用消耗品の購入等に対して活用する国の補助金を計上するものである。

④ 諸行事の中止について【指導課長】

新型コロナウイルス感染症の影響による中止決定事業について報告する。例年夏休みに行っている好学チャレンジ教室が夏休み短縮のため中止になっている。

⑤ いじめの状況について【指導課長】

6月末日までのいじめの状況について、認知件数は159件である。4月、5月が休校だったため、昨年度の同時期と比較すると減少している。内容は、冷やかしかからかい、悪口等が全体の6割を超えている。本年度は学校が再開し1か月で、例年と違う生活環境が続いているので、引き続きより丁寧に子どもたちの様子を見ていきたいと考えている。

⑥ 感染症について【指導課長】

感染症については、6月17日から7月14日までで、水ぼうそうが3名、

おたふく風邪が4名、感染性胃腸炎が1名、溶連菌感染症が6名、手足口病が1名発生した。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。指導課長が言ったように、感染症自体が少ないと、印旛郡内の一応定点当たりの数の話をすると、やはりこちらあまり感染症の方は増えていないのである。一番目立つのは感染性胃腸炎が印旛郡内では増えている。先週、7月6日から7月12日まで、定点当たり1.93なので、かなり少ない感じである。それから、その前の週は2.4なので、これ以上増えるかどうか、何とも言えないところだが、一応目立つのはそこだけである。水痘とか溶連菌はほとんど、0.幾つの数字で、1を切っているのも、あまり心配はないと思う。ただ、今年は夏休みが短くて、まだ続いているので、油断されないほうがいいと思う。

新型コロナウイルス感染症については、ご存じのとおり、東京の感染者数が増えている。第2波かどうか、何とも今のところ分からないが、引き続き警戒を必要とする。感染者数というか、検査数が増えているので増えたという説明がされているのだが、陽性率自体が上がっている。決して検査数が増えたことよっての感染者数の増加ではないと考えていただき、実際感染者数が増えていることには変わりないので、十分気をつけていただきたいと思います。対策は、一緒である。今日も換気をして、ソーシャルディスタンスとっていただいている。それからマスク、入り口にアルコール消毒があるので、これもひとつそのまま引き続き徹底をしていただきたいと思います。

いつも話すが、ワクチンもまだできないし、治療薬もないので、かからないことが一番大事である。それで、これから熱中症があるので、これによる発熱かコロナの発熱か、分からないところがある。もし発熱があつて、医療機関受診するようだったら、必ず事前に連絡をするということを皆さんに話ししておいていただいたほうがいいと思う。医療機関によっては、初めから見ないというところもあるのだが、なかなか医療機関の中の建物の構造とかによって、診察室が分けられないところとか動線が重なってしまうところという、ほかの患者さんが診察を受けるためには接触、交わってはいけないので、そこを分けなければならないのだが、それができないということであると、医療機関としては断らざるを得ないということになるので、その辺は確認してから行っていただきたいと思います、どこでも等しく診られるということではないということである。

今印旛市郡の医師会で発熱外来をやっているが、PCR検査センターへ送るための外来をやっている医療機関がある。これは登録医療機関という言い方をしているが、これについては公表していないので、もし何かあつたら医師会のほうに連絡をいただくということになるが、一般の方はちょっとご遠慮いただいているので、医療機関からの連絡ということになる。一般の方はまず医療機関に電話すると、そこをちょっと徹底していただきたいと思います。直接医師会に電話しても、ちょっとお答えができないと思うので、それはな

ぜかという、殺到して混乱してしまうといけないところがあるので、必ずルートを守っていただきたいという、そういうことである。よろしくお願いします。

【委員1名より】

学校再開についてのお願いである。時間が経過し、臨時休校中の家庭学習からの個々の進捗具合というのは見えてきている頃かと思う。私も家で子どもと対面していて、口では分かった、できると言っている、学校で授業の中に入ってしまうと、分かっていないことも多々あるかと思う。先生方も課題のプリントなどを見て、花丸だったが、やはりここが分かっていないなというところについては、現場の先生方が一番よくお気づきだと思う。ぜひ夏に向けて、学年全体で授業の進捗度の遅れが少しでも減るよう十分にフォローしていただければと思う。

【指導課長】

授業の遅れについては、この後、夏休みに時間をとるなど工夫しながら進めていくところだが、全体の計画としては学校ごとに年間計画を見直して、学校でできないところと学校でなければできないところと、個別に自宅でやれることと分けながら、先ほども教育長からの話もあったように、個の負担になり過ぎないようにということでは配慮したいと思う。今言われたように、個別に分からないところや分かるところについては夏休み等も利用して、個別の対応は各学校でやっていくように、なるべく時間をつくっていききたいと思う。

【委員1名より】

4月、5月の長期休校について、ふだん夏時期に長期休校があるのだが、この時期に長期の休校があつて、子どもたちは何か変化もしくは何か不安を抱えているようなこと、例えば進学についてのことなど、そういう子どもたちの不安というところも把握はしていると思うが、例えばどんな、変化、不安等あるか。

【指導課長】

4月、5月の休校については、本当に異例のことだったので、各子どもたちが不安を抱えているところはあると思う。各学校で教育相談期間などを設け、4月、5月から6月スタートしてからゆっくり活動を再開する中で、個別の面談等をしてスタートしている。やはり進路に対する不安はあるようなので、慌てずにやっていこうと思う。まだ正式な発表はないが、今日の朝の新聞発表で進学、高校入試については千葉県のほうが8割ぐらいに内容を減らすなどという発表があつたので、そういうのも順次連絡をして伝えながら、子どもたちのケアをしていきたいと考えている。

【委員1名より】

予算について、歳出の1目及び3目なのだが、非接触型体温計の購入というのと、それから給食調理室用冷風機購入がある。まず体温計は各校にそれぞれ1台ずつ配付するということか。それから、冷風機は各学校の調理室に、それぞれ配置されたかどうかという、この辺はいかがか。

【教育総務課長】

非接触型体温計については、購入本数が 63 本ということで予定している。続いて、冷風機については、給食室に冷房がない 27 校に設置を予定している。

【指導課長】

体温計の配付については、実際は家で体温を測ってから来るようになっていたのだが、測ってくることができなかった子のためのものである。学校の生徒数に応じて1つか2つということで配付をしている。

【委員 1 名より】

各校全てある、漏れがないということか。

【学務課長】

はい。

【教育長職務代理人】

コロナウイルス感染症の関連で、学校は異例な新年度を迎えた。そういった中で、先ほど学習の話だとか子どもたちの様子が出てきたわけだが、部活もまだ復活していないと、あるいは各種大会も中止になっているとか、あるいは給食は、非常に簡易なものから、だんだんと進化してきていると、そういったことでまさに異例の出発あるいは学校教育が進んでいる。児童生徒、子どもの反応については今、説明があったが、保護者の皆さん、あるいは先生方ご自身、こういった事態をどう捉え、どういう方向に進んでいく、全体を進めていこうとされているのか、何かお気づきの点があるか。

【教育長】

こういった社会になることを想定していなかったため、教育委員会事務局も今戸惑っていることも正直ある。一番大事なものは、子どもを指導する学校の先生である。今定期的に学校を訪問しているのだが、先生方は非常に前向きに、ソーシャルディスタンス、マスク着用、それから子どもたちの間隔を置いて活動させるということに必死になって取り組んでいる。また引き続き学務課、指導課、教育センター中心に学校を支援していきたいと思っている。

一方、保護者については、校長会で聞いたら、学校の先生から、極めて協力的だということである。中にはいろんな人がいるであろうが、ほとんどの方は学校の対応に対して協力的であるということを知っているから、引き続ききめ細やかな保護者への説明を含めて、子どもを通して文書配布等を進めていけたらと思う。

【委員 1 名より】

保護者委員という形で、私の意見という形にはなってしまうが、今回のコロナのことにに関して、全くみんなが予知していなかった異常事態という、それは子どもたちもすごく感じていると思う。ここ近年で見ると、震災なども含めて予期していなかったことというのが身に降りかかったとき、自分たちがどうするか、どう対応するかということについて、今の子どもたちは多分以前以上にアンテナを張って、自分たちで考えるという力を身につけてきているのではないかと思う。これからどう生き抜いていくか、自分の身をどう守っていくか、周りの安全をどう守っていくかということを考えるいい機会であるとも捉えられるかと思う。教育長はじめ特に先生方は現場で、子ども

たちにしっかりと指導してくださっていると常々感じるので、家庭のぜひ保護者の皆さんにも、そういったところを考える機会と思っていただき、家庭教育も含めて考えただけでいいのではないかと考えている。

3 議決事項

議案第1号 教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程議案の説明

内容：点検評価報告書の案については、前回6月の教育委員会会議での意見、指摘を踏まえ、記述の加除、文章表現の修正などを行った。

初めに、1項目め、報告書（案）では3ページ一番下の段落のところから4ページ、施策4、豊かな心と丈夫な体の育成を図りますの中の教育相談に係る記述については、文章が長く、分かりづらいとのご意見をいただいたので、文章を2つに分けるとともに、2つ目の文章中では児童生徒と保護者に関する記載を分けて表現するなど、文章全体を整理した。右の列のほうが修正後の今回の案となっている。

続いて、2項目め、報告書（案）では14ページ目の表の中段やや上のところになるが、ナンバー2、学校運営委員会を活用した開かれた学校づくりの推進の評価理由において、不要な「及び」という字句が入っていたので、こちらを削除した。

以上が前回指摘いただいた意見と、それに対する修正内容である。本日の教育委員会会議では、47ページまでの事務局作成部分までの報告書（案）について審議をお願いするものである。なお、前回の定例会で質的、数的総合評価等の評価方法あるいは基準等に関するご意見をいただいたが、こちらについては新しい第3次教育ビジョンに基づく令和2年度を対象とした点検評価報告書の作成に向け見直しを図ってまいりたいと考えている。

今後の予定については、本日議決をいただけたら、8月中に学識経験者の意見をいただいた上、巻末に添え、完成版の点検評価報告書を9月に市議会へ提出するとともに、ホームページ等で公表する予定である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

評価について、前回も質問させていただいたが、なかなか全員が納得するような基準はできないと思う。なるべくよりよい評価ができるような基準に改正していただければありがたいと思う。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市学校歯科医の委嘱について
指導課長より上程議案の説明

内容：議案第2号については、既に平成31年2月の教育委員会定例会において、平成31、32年度の学校歯科医委嘱議案について決議されているが、佐倉市

立内郷小学校学校歯科医をお務めいただいていた二宮秀人先生が体調不良のため退任したい旨申し出があった。また、臼井中学校歯科医の鄭俊治先生がご逝去された。それに伴い、委嘱を行うものある。

後任については、印旛郡市歯科医師会佐倉地区代表に推薦依頼したところ、次ページのとおり内郷小学校歯科医、臼井中学校歯科医委嘱候補者として、秀島潔先生の推薦があった。このたび内郷小学校、臼井中学校歯科医として委嘱する。委嘱期間については、令和2年8月1日から令和3年3月31日までとなる。次の2ページが学校歯科医委嘱名簿、4ページは、委嘱状（案）を、5ページから佐倉市立小学校及び中学校管理規則を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

今回47番の先生が内郷小と臼井中ということだが、47番の先生が3校になる。一応あと2校持っている先生が22番と、それから29番は3校だが、これは幼稚園との併設なので、これは1校分だろうと思うのだが、それで多分期間が短いので歯科医師会としてはこの47番の先生にお願いしたということだったと思うのだが、3校ってちょっと厳しいのではないかなという気がしないことはない。管理規則の5条には、特に学校としか書いてなくて、それ以上のことは書いてないので、教育委員会としてやっぱり推薦受けたものを、そのままオーケーという形になるのか。何か意見を、例えば3校では大変でしょうかという意見は言われないのか。これは学校医と多分一緒だと思うのだが、向こうが推薦してきたら、そのままということだろうと思うのだが、その辺はどうか。

【指導課長】

3校ということで、やはりどうかなということもあり、先生のほうにもお伺いをしたのだが、3月31日まではそれでやれるということだったので、それをお願いをしたところである。

《議決結果》

可決

議案第3号 令和3年度使用教科用図書の採択について 学務課長より上程議案の説明

(期日を指定して公表するもののため、これより秘密会とする。)

内容：令和3年度使用教科用図書の採択について説明する。

今年度の教科用図書採択の対象は、中学校の検定図書及び学校教育法附則第9条の規定による一般図書、小学校の検定図書となる。去る7月7日に第2回教科用図書印旛採択地区協議会が印旛教育会館で開催され、佐倉市から茅野教育長、関山教育長職務代理者が協議会委員として出席された。そこで、協議会の規約に基づき、印旛地区の中学校における令和3年度使用教科用図書及び学校教育法附則第9条に規定される一般図書が、別紙1ページから7ページのとおり選定された。なお、中学校の選定された教科書については、

全ての教科において現在使用している教科書の発行者のものが選定されている。

中学校の教科用図書の特色について、専門調査委員の資料をもとに説明する。配布した令和3年度使用教科用図書調査報告書、中学校用の資料は、ページが振ってないので、発行者名で確認いただければと思う。

最初に、どの教科にも共通して示されていることを説明する。どの教科の発行者も、新しい学習指導要領への対応として、主体的、対話的で深い学びの実現に向け、配慮されている。また、造本については、デジタルコンテンツが利用できるつくりで、写真や映像を利用した学習が可能となっている。

次に、各教科の特徴について、国語、教育出版である。言語活動を通して、社会生活に必要な国語の資質、能力が身につくよう配慮されている。単元が発達段階に応じて系統的、らせん的に配列されており、自主的な学びができるように構成されている。

次に、書写、教育出版である。書写用具で伝え合うことで、対話的な学びとなるよう工夫されている。また、身につける力を系統的に見通せるように考えられ、発達段階を踏まえた教材配列となっている。

次に、地理、東京書籍である。つかむ、追求する、解決するの学習過程を通して、広い視野に立って諸地域の地理的な特徴を理解できるよう配慮されている。また、多様な資料から課題をつかみ、見通しを持って主体的に学習を進められるよう工夫されている。

次に、歴史、東京書籍である。主体的に課題を解決しようとする態度を養うよう、内容を適切に取り上げている。また、資料の充実を図るとともに、単元ごとに追求点を明示し、課題解決学習への配慮がされている。

次に、公民、東京書籍である。問題解決的な単元構成となり、個人、グループ活動が行いやすい教材が掲載されており、探究課題を軸とした問題解決的な学習過程を通して、思考力、判断力、表現力を養うよう工夫されている。

また、地域の特性を生かした豊富な事例が示されており、生徒が事例をもとに社会参画をしようとする態度を養えるようになっている。

次に、地図、帝国書院である。マークを活用し、世界と日本の関連を理解しやすくする工夫がなされている。見つけやすいように、括弧を入れさせていただく。(1)、各章や事項ごとにQRコードが載っており、生徒のICTの活用能力や情報活用能力を高められるように配慮がされている。

次に、数学、東京書籍である。(1)、イラストの吹き出しからの学びのヒントやノート形式で提示された回答を考察することで、対話的な学びを進めることができるよう工夫されている。2つ目、(2)、小中学校の接続を意図し、系統的な指導が可能となるよう配慮されている。

次に、理科、大日本図書である。(2)、日常生活や関連する職業を載せ、単元の学習内容から、さらに学びを広げることができるよう工夫されている。同じく(2)、既習事項や生活経験を写真やイラストを使って振り返ることができるようになっており、系統的に学習が進められるよう配慮されている。

次に、音楽(一般)、教育出版である。(3)、音を形づくっている要素を教材ごとに関連を持たせながら、見やすく提示し、音楽的な見方、考え方を働かせるよう配慮されている。2つ目、(2)、比較教材と発展教材のユニットとして示すなど、実態に応じて活用できるよう工夫されている。

次に、音楽（器楽）、教育出版である。（１）、学んだことを活用しながら、共同的学习を深めていけるよう工夫されている。２点目、（２）、（３）である。アレンジにより耳なじみのある旋律が多く使われている。また、日本の自然や四季の美しさ、暮らしと伝統的な行事に関わる教材が取り上げられ、国や郷土の伝統音楽のよさを味わうことができるよう工夫されている。

次に、美術、開隆堂出版である。１つ目、（２）、全ての題材において育成したい資質や能力を授業の中心的な課題として、知識、技能、思考、判断、表現力、学びに向かう力の目標をマークによって示すことで、分かりやすく整理されている。２点目として、（２）、（４）、一つのテーマに対し、様々な表現方法や素材を例示し、教師や生徒に選択の幅を持たせている。また、技法や道具の解説が写真と文章によって、分かりやすく示されている。

次に、保健体育、大日本図書である。１つ目、（１）、各小単元のトピックにより学習意欲が喚起され、主体的に課題をつかみ、対話的な活動を通して理解が深められるよう工夫されている。２つ目、（２）、各小中高の学習内容の関連性が明記されており、本文を左側、資料を右側に配置するなど、参照性も高いものとなっている。

次に、技術、開隆堂出版である。１つ目、（１）、各導入課題を通して学習目標を明確にするなど、授業へ積極的に取り組むように配慮されている。２つ目、（１）、実験や課題を通して対話的な学びができ、デジタル資料により深い学びや確かな技能が習得できるよう工夫されている。

次に、家庭、開隆堂出版である。１つ目、（１）、（３）となる。実践的、体験的なアクティブラーニングを多数掲載し、課題解決に向けて工夫がされている。また、内容のまとまりごとに資質、能力が身につけているかを振り返る学習のまとめが記載されている。２点目、（３）、地域の人々との関わりを大切にした内容であり、具体的な活動例が多数盛り込まれている。また、伝統文化と関連を図りながら取り上げられている。

次に、外国語、教育出版である。１つ目、（１）と（３）となる。３年間を見通した到達目標や各単元の振り返りを重視し、学びを深める構成となっている。また、実際のコミュニケーションにおける言語の働きや使用場面が体験的に理解できるよう工夫されている。２点目、特定の分野に偏らず、身近な話題から日本文化、世界の事柄や人物などが扱われている。

次に、道徳、教育出版である。１つ目、（１）、発問が分かりやすく、学習の道筋を明確にするなど、友達との学び合いを通して、より深く自己を見詰められるように配慮している。２つ目、（２）、道徳の４つの視点について、学年に応じた各視点の比重を考え、系統的に学習できるよう、教材が配置されている。

続いて、令和３年度に使用される学校教育法附則第９条に規定される一般図書について説明する。

資料２ページから５ページ、これらの図書は、本年度の新規本、４ページの生活・社会 30 番、５ページの職業・家庭 21 番の２冊を含んでいる。これらは印旛採択地区協議会で選定された図書である。新規本の２冊以外は、昨年度採択された図書で、内容に変更等はないので、説明を割愛し、本年度の新規に採用された図書のみについて、専門調査員の資料をもとに説明する。１冊目は、４ページの生活・社会 30 番の「運動が得意になる 43 の基本レッ

スン イラスト版体育のコツ」である。

調査報告書のほうは33番にある。内容については、走り、縄跳び、鉄棒、マット運動、跳び箱、泳ぎの6つの種目に取り上げられており、日常生活や体育の授業に役立つ運動がイラストや記号で分かりやすく掲載されている。組織配列や表現は、一連の体の動きを分解して、段階的に1つずつ動作を習得できるように工夫されており、大切なことや注意することが分かりやすく、簡潔に表記されており、習得に向けた練習がしやすい表現となっている。

続いて、2冊目。番号は職業・家庭の22番になる。本の題名は、「つくって食べよう！お料理マジック2」である。内容は、簡単な料理の手順がイラストや写真で分かりやすく説明されており、家庭でもできる調理を栄養素の説明を加えながら取り上げているものである。組織配列や表現については、科学的な要素を踏まえて、調理の仕方と食材の特徴が学べるようになっている。難しい漢字には振り仮名がつけられている。

続いて、令和3年度に使用する学校教育法第9条に規定されている一般図書のうち、印旛採択地区協議会の選定から外れた図書、除外本について説明する。資料は6ページの15冊である。今年度新たに新規本として生活・社会13番、「かおノート」がある。新規本ではあったが、協議の結果、除外ということで確認をされている。

調査報告書、生活・社会34、内容については、様々なものの輪郭に附属のシールを貼って、自由な発想で顔や表情を作成でき、活動して手指の巧緻性やコミュニケーションの向上を図ることができるようになっている。組織配列や表現については、顔の部位を覚えたり表情を真似たりと発達段階に応じて活用でき、絵や写真は明るく、はっきりとした色彩で表現されている。

しかしながら、除外候補の理由としては、リングで製本されているため、取扱には注意が必要なこと、文字が使われていないことで子どもだけで学習に用いることは難しいこと、またキャベツや貝など、人の顔以外の輪郭もあるため、現実的、实际的ではないこと、さらにシールを使ってしまうと教科書の体裁が保てなくなるということが挙げられている。そのほかの14冊については、昨年度まで採択されなかった図書である。また内容に変更はないので、説明は割愛をする。

続いて、7ページ、令和3年度に小学校で使用する教科書である。この小学校で使用する教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定により、4年間は同一の教科書を採択することとなっている。したがって、小学校の教科書は7ページのとおり、本年度と同様のものを来年度も採択することが協議会で確認されている。

最後になるが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第13条第5項により、採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないことをお伝えする。また、この教科用図書等の選定結果については、印旛地区採択地区協議会事務局より採択の結果の通知があるまでは部外秘となっているので、よろしく願います。

《議決事項についての質疑なし》

《議決結果》

可決

【学務課長】

令和3年度使用教科用図書の採択について、今後のスケジュールを説明させていただきます。この後、教科書事務局に市の採択結果を7月31日までに報告する。その後、8月上旬に事務局より印旛採択地区の採択結果の通知があるので、8月の教育委員会議にて報告させていただきたいと思う。

なお、採択結果については、8月の教育委員会議後、速やかに公開する予定である。協議会の議事録等については、9月1日以降全面開示となる。

4 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

令和2年8月定例会 8月19日（水）午後2時00分より

社会福祉センター3階中会議室